

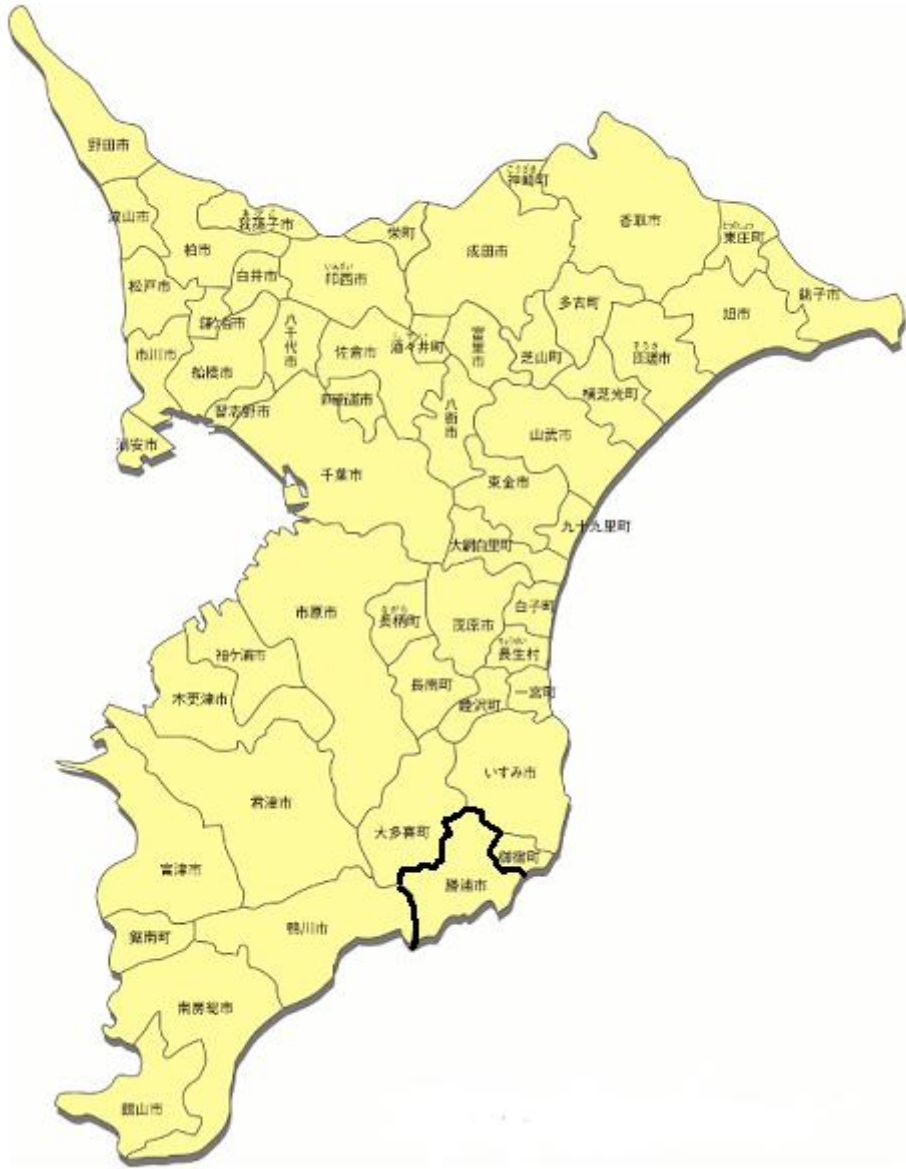
勝浦市森林整備計画

計画期間

自	平成27年	4月	1日
至	平成37年	3月	31日

千葉県
勝浦市

市町村位置図



目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	
1	森林整備の現状と課題	4
2	森林整備の基本方針	4
3	森林施業の合理化に関する基本方針	6
II	森林の整備に関する事項	
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	
1	樹種別の立木の標準伐期齢	6
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	7
3	その他必要な事項	8
第2	造林に関する事項	
1	人工造林に関する事項	8
2	天然更新に関する事項	9
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	13
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	13
5	その他必要な事項	13
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	14
2	保育の種類別の標準的な方法	15
3	その他必要な事項	15
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法	16
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	17
3	その他必要な事項	19
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	19
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	20
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	20
4	その他必要な事項	20
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	20
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	20
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	20

4	その他必要な事項	20
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	21
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	21
3	作業路網の整備に関する事項	21
4	その他必要な事項	22
第8	その他必要な事項	
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	22
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	23
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	23
III	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項	
1	森林病虫害の駆除及び予防の方法	24
2	鳥獣による森林被害対策の方法	24
3	林野火災の予防の方法	25
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	25
5	その他必要な事項	25
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	
1	保健機能森林の区域	25
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法	26
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備	26
4	その他必要な事項	26
V	その他森林の整備のために必要な事項	
1	森林経営計画の作成に関する事項	26
2	生活環境の整備に関する事項	27
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	27
4	森林の総合利用の推進に関する事項	27
5	住民参加による森林の整備に関する事項	27
6	その他必要な事項	28

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は、房総半島の南東部、南房総国定公園の中に位置している。地形は北部山岳部に於いて標高200mを超える清澄山系に連なる丘陵が東西に並走し、この中央を夷隅川が蛇行し、その川沿いは比較的広い帯状の平坦地を形成している。丘陵地の南側は太平洋に面しており、14kmに及ぶその海岸線には、漁港や海水浴場が点在している。温暖な気候と美しい海岸と豊かな緑に恵まれ、観光客に親しまれている。

勝浦市の総面積は9,420haで、このうち森林面積は5,796haであり、森林率62%と森林資源に恵まれている。民有林面積は4,419haで、そのうちスギを主体とした人工林の面積は1,459haであり、人工林率33%で県平均よりも低くなっている。

本市の森林は、地域住民の生活に密着した里山から林業生産活動が積極的に実施されるべき人工林帯、さらには、大径木の広葉樹が散在する天然性の樹林帯まで多様性に富んだ林分構成になっており、また森林に対する住民の意識・価値観が多様化し、求められる機能が多くなっていることから以下の課題がある。

北部の市野郷地区は、昔からスギ・ヒノキの造林が盛んに行われており、年齢構成も他の地区と比べて高く、伐期を迎える林分も多く存在することから林業生産活動を通じた適切な森林整備を図ると共に、環境に優しい素材である木材の有効活用の観点から計画的な伐採を推進することが重要である。

中部の上野地区は、市の水源涵養拠点であり、天然性の広葉樹林が広く存し、夷隅川と川周辺の森林が密接に結びついており、溪谷等の自然景観に優れているため、森林とのふれあいの場として活用が期待されている。

南部の興津・勝浦地区においては、さまざまなイベント、海産物や農林産物などの多様な食材を取り扱った朝市・直売所など、都市住民とのふれあい増加に伴い、隣接する森林が憩いの場として活用できるよう森林整備が望まれている。

また、森林の有する多面的機能の維持のため、適切な整備や保全が必要であり、違反伐採の防止や発生時における迅速な対応が必要である。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の有する各機能の発揮のため目指すべき森林資源の姿は次のとおりです。

- ・ 水源涵養機能：樹木の根が発達し、また適正な立木密度が保たれ下層植生も成立しており、浸透、保水能力の高い土壌を有する森林。
- ・ 山地災害防止／土壌保全機能：樹木の根が発達し、また適正な立木密度が保たれ下層植生も成立しており、土壌を保持する能力の高い森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。また急傾斜地においては、老齢木、大径木などが適切に除かれていて、倒木による崩壊の危険性のない森林。
- ・ 快適環境形成機能：樹高や枝葉が十分発達し、風、砂、騒音等に対する遮蔽能力が高い森林。
- ・ 保健・文化機能：人の立ち入りに適した林内空間や歩道、見通しの確保、又は価値

ある樹木や植生、景観の維持がなされている森林であって、必要に応じて林内活動のための施設が整備されている森林。

- ・ 木材等生産機能：木材等としての需要見込みを有する樹種が良好に生育し、傾斜や地質を考慮して適切に路網が整備され、継続的に伐採搬出、更新、保育による資源の循環利用が行われている森林。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

① 森林整備の基本的な考え方

森林の有する各機能の発揮のための整備の考え方は次のとおりです。

- ・ 水源涵養機能：樹木と下層植生の良好な発達を確保するため、森林の状況に応じ適切な施業を行う。特に、過密化し下層植生の衰退した森林においては除間伐施業を適切に実施し、水源涵養機能の高い森林の維持、管理を図ることとする。

なお、主伐を行う場合は、伐期の延長を図り、択伐または小面積皆伐を行うことで森林が裸地化する期間や面積を最小限に抑えつつ、速やかな更新に努め、また路網の整備を行う場合は森林の水源涵養機能の低下を招くことが無いよう十分な注意を払う。

- ・ 山地災害防止／土壌保全機能：樹木と下層植生の良好な発達を確保するため、森林の状況に応じ適切な施業を行う。特に、過密化し下層植生の衰退した森林においては除間伐施業を適切に実施し、土壌を保持する能力の高い森林の維持、管理を図ることとし、また急傾斜地の老齢木、大径木については適切に伐採を進め、倒木による崩壊の危険性の緩和に努めるものとする。

なお、主伐を行う場合は、伐期の延長、あるいは択伐や小面積皆伐等により森林が裸地化する期間や面積を最小限に抑えつつ、速やかな更新に努め、また路網の整備を行う場合は森林の土壌保持機能の低下を招くことが無いよう十分な注意を払う。

- ・ 快適環境形成機能：樹高や枝葉が発達した森林を維持するため、森林の状況に応じ適切な施業を行う。特に、病虫害被害の発生している森林については、被害木の伐倒、除去やその後の更新を図る施業の他、病虫害の予防、防除についても積極的に行うこととする。
- ・ 保健・文化機能：保健休養を目的とした林内活動や、価値ある植生、景観の維持を考慮しつつ、森林の状況に応じて適切な施業を行う。特にハイキングやその他レクリエーション利用が見込まれる森林については、遊歩道周辺の見通しの確保や荒廃森林の整備等を図ることとする。
- ・ 木材等生産機能：スギ、ヒノキの人工林や、用材としての利用が見込まれる樹種を含む天然林については、間伐等の保育を進め、その過程で伐採された材については路網を整備しつつ搬出し、薪炭材やきのこと原木、バイオマス資源等としての利用も含め積極的に活用する。

なお、状況によっては主伐を実施して材を搬出利用し、跡地は植栽又はぼう芽等の天然更新により有用な樹種の更新を図り、森林資源の循環利用を進めるものとする。

また、用材生産が見込めない天然林においても、用材生産が見込める森林と併せて効率的な施業が可能な場合は、薪炭材やきのこと原木等としての主伐と更新を推進するものとする。

② 森林施業の推進方策に係る基本的な考え方

施業の推進に当たっては、森林の現況に関する情報収集や森林所有者、森林組合、林業木材関係事業者の意向、住民の意見の把握を進めつつ、必要とされる施業と必要量を検討し、優先順位をもって取り組むものとします。

なお、地形、地質、その他の条件等を考慮したうえで木材の伐採搬出が可能な森林については、森林経営の受委託等による施業の集約化や路網整備を進め、木材生産活動の推進のための各種事業も活用する中で森林施業を推進します。

また木材の伐採搬出が困難な場合は、森林の公益的機能維持増進のための各種事業を活用しつつ、緊急性の高い個所を優先して切り捨て間伐等の施業を進めることとします。

③ その他必要な事項

放置され拡大している竹林、非赤枯性溝腐病の被害を受けたサンプスギ林、松くい虫の被害を受けたマツ林、その他病害虫害や気象害を受けている森林については、各種事業等を活用しつつ伐採、改植、防除等を推進し森林機能が適切に発揮されるよう整備します。

また地域に多く分布するマテバシイの純林については、過密化と下層植生の衰退が著しい場合があるため、間伐や主伐、更新等の施業を特に推進します。

更に森林と集落、農地の境界付近の草、笹等の藪地となっている土地であって、景観、不法投棄、防犯、有害鳥獣害等の対策上適切な管理を要する場合は、関係者との協議を進め、必要に応じて樹木の植栽、保育を行うなど、周辺森林と合わせ森林として一体的に整備、管理することを検討します。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林施業は、従来は個々の森林所有者が自ら、あるいは他者に請負を依頼して実施するものが中心であり、現在も積極的な森林所有者は継続して実施しています。

しかし、木材価格の大きな上昇が期待できない状況下において森林所有者の施業意欲は低迷し、境界管理等も不十分であり、また所有規模は一般に零細で、施業の効率化を図ることも困難であることから、個々の森林所有者による施業は今後も限定的にならざるを得ないと考えられます。

そこで、今後はこうした森林所有者による施業に加え、森林組合等が複数の森林所有者から森林経営の委託を受け森林を団地化して実施する集約化施業と、それに伴い取り込まれる路網の整備や境界の管理を推進することで、森林施業の合理化を図ることとします。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

樹種別の立木の標準伐期齢は下表のとおりとします。

なお標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採時期に関する指標として定めるものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではないことに留意するものとします。

地 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
全 域	45年	50年	40年	50年	15年	制限林等 のみ 20年

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち「主伐」は、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法は、以下に示す「皆伐」又は「択伐」とします。

・「皆伐」

皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとする。

皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20ヘクタールごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとする。

・「択伐」

択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な伐採率で行い、かつ、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）であるものとする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

なお、「立木の伐採の標準的な方法」を定めるに当たっては、次の点に留意するものとします。

- ・ 森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨とし皆伐及び択伐の標準的な方法について、立地条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案する。
- ・ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。
- ・ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。
- ・ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

- ・ 林地の保全、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。

3 その他必要な事項

該当なし

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ、クヌギ、コナラ、ケヤキ	

注) 定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、県の林業普及指導員又は市の林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択する。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹 種	仕立ての方法	標準的な植栽本数(本/ha)	備 考
スギ	密仕立て	4,000	
	中仕立て	3,000	
	疎仕立て	2,000	
ヒノキ	密仕立て	5,000	
	中仕立て	4,000	
	疎仕立て	3,000	
クヌギ コナラ		3,000	しいたけ原木林で 皆伐後に他の樹種 が優先する場合

注) 機械化による低コスト作業を計画するヒノキの植栽本数においては、確実な更新に配慮の上、2,500本/ha以上とする。また、複層林化を図る場合の下層木植栽については、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率を乗じた本数以上を植栽する。

定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、県の林業普及指導員又は市の林務担当部局とも相談の上、適切な植栽本数を決定する。

イ その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地ごしらえの方法	等高線沿いに堆積する全刈筋積を原則とする。なお、傾斜角30度以上の急傾斜地及び浮き石等の不安定地においては、等高線沿い筋状地拵えを行い林地の保全に努める。
植付けの方法	全刈地拵えの場合は正方形植えを原則とし、筋状地拵えの場合は等高線に沿ってできるだけ筋を通して植付ける。
植栽の時期	3月上旬～4月下旬に行うことを原則とし、秋植えの場合には苗木の根の成長が鈍化する9月中旬～11月中旬に行う。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、人工造林による更新は、皆伐による伐採跡地に係るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新することとします。

また択伐による伐採跡地に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し5年以内に更新することとします。

2 天然更新に関する事項

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	コナラ、クヌギ、ケヤキ、エノキ、ムクノキ、ヤマザクラ、ウワミズザクラ、イヌザクラ、オオシマザクラ、イイギリ、クリ、コブシ、シデ類、ハンノキ、ミズキ、クマノミズキ、ホオノキ、カエデ類、ウラジロノキ、マツ類、スダジイ、マテバシイ、シラカシ、ウラジログシ、アラカシ、アカガシ、イチイガシ、ツクバネガシ、ヤブニッケイ、ヒメユズリハ、カクレミノ、クスノキ、タブノキ、ホルトノキ、カゴノキ、スギ、ヒノキ、モミ、ツガ等将来高木となり林冠を構成しうる樹種とする。
ぼう芽による更新が可能な樹種	コナラ、クヌギ、ケヤキ、エノキ、ムクノキ、ヤマザクラ、ウワミズザクラ、イヌザクラ、オオシマザクラ、クリ、コブシ、シデ類、ハンノキ、ミズキ、ホオノキ、カエデ類、スダジイ、マテバシイ、シラカシ、ウラジログシ、アラカシ、アカガシ、イチイガシ、ツクバネガシ、ヤブニッケイ、カクレミノ、クスノキ、タブノキ、ホルトノキ等

注) ぼう芽更新が可能な樹種であっても、大径木や老齢木で構成される森林においては、ぼう芽更新が期待できないことから、天然下種更新のために母樹を残すか、植栽によ

り適確な更新を行うこととする。

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

確実な天然更新を図るため、天然更新の対象樹種について、「天然更新すべき本数の基準となる期待成立本数」は下表のとおりとし、天然更新を行う際には、この本数に10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし、樹高がササ、低木等周辺の競合植生の草丈の2倍以上のものに限る。）を成立させるものとします。

樹 種	期待成立本数
(1) に定める樹種	10,000
ぼう芽更新樹種	5,000

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新に当たって、地表処理、刈出し、植込み、芽かきの方法その他「天然更新補助作業」として下表のとおり必要な事項を定めます。また「ぼう芽更新」による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき又は植込みを行うこととします。

区 分	標 準 的 な 方 法
地 表 処 理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行うこととする
刈 出 し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこととする
植 込 み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽することとする
芽 か き	ぼう芽発生の数年後に、必要に応じて優良な芽を一株あたり3～5本（マテバシイの場合6～10本）残し、それ以外のものを除去することとする。その後成長を見ながら、1～3本（マテバシイ3～4本）を標準に調整することとする。

ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法は以下のとおりとします。

- ・ 本方法において対象とする更新樹種は、ぼう芽枝及び実生稚樹、伐採時に残置した若齢木等とする。
また、補助的に植込みを実施した場合はその植栽木を含めて取り扱う。
- ・ 更新調査は、原則として現地にて標準地調査により、実施することとする。
- ・ 標準地の数は、下記を目安として現地の状況に応じて増減する。
天然更新対象地面積 2ha未満；2箇所、 4ha未満；3箇所、

4 ha 以上；4 箇所を目安に現地の状況に応じて増減。

- 標準地は、天然更新対象地の地形植生等を考慮の上、現地実態から平均的と見られる箇所を選択する。
- 標準地 1 箇所の形状は、2 m×2 m を 5 個、5 m×5 m を 1 個、正方形または長方形の面積 1 0 0 m² を 1 個など現地の状況に応じて適宜設定する。
- 明らかに天然更新が完了している場合には、目視による判定とすることができるが、この場合写真を 5 年間保管する。
- 当方法により判定しがたい場合は、平成 2 4 年 3 月林野庁森林整備計画課作成の天然更新完了基準作成の手引きを参考とすることができる。
- 更新調査野帳の様式については、次の様式を標準とする。
- 天然更新が完了していないと判断される場合には、天然更新補助作業（地表掻き起し、刈出し、受光伐等）又は人工造林により確実に更新を図るものとする。

別紙

天然更新調査野帳

調査年月日 年 月 日

調査者

調査地		市町村	大字	番地
伐採年月 年 月		調査対象面積 ha	地形勾配 斜面方向	
調査面積 ha		プロット m × m		箇所
No	樹高	胸高直径	本数/ha	ha 当り本数
プロット1	0.3m以上 1.3m未満	—		
	1.3m以上	4 cm 未満		
		4 ~ 5 cm		
		5 ~ 6 cm		
		6 cm 以上		
プロット2	0.3m以上 1.3m未満	—		
	1.3m以上	4 cm 未満		
		4 ~ 5 cm		
		5 ~ 6 cm		
		6 cm 以上		
プロット3	0.3m以上 1.3m未満	—		
	1.3m以上	4 cm 未満		
		4 ~ 5 cm		
		5 ~ 6 cm		
		6 cm 以上		
位置図及び写真	位置図及び各プロットの近景及び遠景写真			

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新するものとします。

ただし伐採実施期間が、伐採開始年度から起算して3年度を超える場合は、伐採開始年度から3年度毎に伐採が終了した部分を分割して、それぞれ伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新するものとします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	備 考
該当なし	

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 更新に係る対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)に定める「人工造林の対象樹種」によります。

イ 天然更新の場合

2の(1)に定める「天然更新の対象樹種」によります。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」以外の森林の伐採跡地における植栽本数の基準は、天然更新の対象樹種が、2の(2)のアに定める「期待成立本数」であることとします。また、更新の成立は、樹高がササ、低木等周辺の競合植生の草丈の2倍以上の立木の本数が、期待成立本数の10分の3を乗じた本数以上であることとします。

5 その他必要な事項

該当なし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)						備考
			初回	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	
スギ	生産目標 柱材等	3,000	11~15	16~20	25~30	31~35			伐期 45年
	生産目標 大径材	3,000	11~15	16~20	25~30	41~45	55~60	71~75	伐期 90年
ヒノキ	生産目標 柱材等	4,000	11~15	16~20	26~30	36~40			伐期 50年
	生産目標 大径材	4,000	11~15	16~20	26~30	41~45	55~60	71~75	伐期 90年
標準的な方法									
<p>間伐率は、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で実施することとする。</p> <p>選木は形質不良木等のみならず、残存木の良好な成長確保に配慮して行う。</p> <p>平均的な間伐の実施時期の間隔の年数は、標準伐期齢未満は10年、標準伐期齢以上は15年。</p> <p>上記の間伐林齢のほか、次の徴候を参考として、実施時期を決定する。</p> <p>徴候：樹冠がうっ閉して植栽木の生育に優劣が見られ始める 林木の下枝が枯れ上がり始める 林床の草木が少なくなる</p>									

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数											備考	
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	・	9年	・	12年		
下刈り	スギ	2回	2回	1回	1回	1回	1回							植栽による更新の場合
つる切	ヒノキ							1回		1回				
除伐	マツ							1回				1回		
下刈り	クヌギ コナラ	1回	1回	1回			1回							ぼう芽更新の場合
芽かき					1回			1回						
除伐								1回				1回		
下刈り	マテバ	1回	1回	1回	1回	1回	1回							
芽かき	シイ		①					②						
標準的な方法														
下刈り	植栽木が下草より抜け出るまで行う。施業時期は6～7月ごろを目安とする。													
つる切	下刈り終了後つるの繁茂状況に応じて行う。施業時期は6～7月ごろを目安とする。													
除伐	造林木成長を阻害する樹木、形質不良木及び花粉症対策としてスギ・ヒノキのうち雄花着生量が多いものを除去する。施業時期は8～10月ごろを目安とする。													
芽かき	クヌギ・コナラでは、残すぼう芽は3～4年経過して、ぼう芽枝が安定し優劣が付き始めたころに3～5本に整理し、その後成長を見ながら1～3本/株を標準に調整することとする。 マテバシイの芽かきの①では残すぼう芽枝の数を6～10本に、②では同じく3～4本にする。													

3 その他必要な事項

間伐又は保育が適正に実施されていない森林であって、これらを早急に変更する必要があるもの（以下、「要間伐森林」とする。）について、積極的に間伐又は保育を推進するものとし、計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在等は、参考資料に記載するものとします。

なお、市町村森林整備計画の達成上必要があるときは、「要間伐森林」について、「要間伐森林である旨」並びに「当該要間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期」を森林所有者に通知するものとします。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

当該森林の区域を別表1に定めるものとします。

イ 森林施業の方法

以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表2に定めるものとします。

森林の伐期齢の下限

地 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
全 域	55年	60年	50年	60年	25年	制限林等 のみ 30年

施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大を図ることとします。

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林^{かん}以外の森林

ア 区域の設定

土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、その他水源涵養機能維持増進森林^{かん}以外の森林を「別表1」により定めます。

イ 森林施業の方法

アに掲げる森林の区域のうち、公益的機能の維持増進を図るため、以下の伐期齢の下限に従った森林施業その他の森林施業を推進すべきものを当該推進すべき森林施業の方法ごとに別表2に定めるものとします。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

地 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
全 域	90年	100年	80年	100年	30年	制限林等 のみ 40年

森林施業の方法として、地形・地質等の条件を考慮した上で、伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに、天然力を活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業等を推進することとします。

公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定め、それ以外の森林については択伐以外の方法による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐の時期を標準伐期齢のおおむね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとします。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、これを推進することとします。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

当該森林の区域を別表1に定めるものとします。

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を定めます。

(2) 森林施業の方法

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとします。

【別表 1】

区 分	森林の区域	面積 (h a)
水源の涵養 ^{かん} の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1～18、24(い,ち)、25(い～ほ) 26(い～に,り)、27～35 39(ろ,は)、41(い～は,へ,と) 42(ち)、43(い)、44(い) 45(い)、46(い～は,へ)、47 49(い,ろ)、53(い,ろ) 55(い,ろ,へ)、56(に～へ) 57～70	2, 9 6 5
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	19～22、23(い,ほ,へ) 24(ろ～と)、25(に,へ～ぬ) 26(ほ～ち)、36、37、38(い,ろ) 39(い～と)、40(い～と) 41(に,ほ)、42(い～と) 43(ろ～へ)、44(ろ～と) 45(ろ～へ)、46(は～へ) 48、49(ろ～へ)、50、51 52(ほ～ち)、53(は～へ) 55(は,ほ)	1, 1 7 0
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	—	
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	23(ろ～に,と～ぬ)、38(は～ち) 40(ち,り)、43(は,に) 52(い～へ,ち)、53(は～へ)、54 55(に)、56(い～は)	2 8 4
その他公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	—	
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	2、3、4、5(い～と)	2 4 3

【別表 2】

施業の方法		森林の区域	面積(ha)
伐期の延長を推進すべき森林		1-18、24(い、ち)、25(い-は、ほ) 26(い-に、り)、27-35 41(い-は、へ、と) 42(ち)、43(い)、44(い) 45(い)、46(い-ろ)、47 49(い、ろ)、53(い、ろ) 55(い、ろ、へ)、56(に-へ) 57-70	2, 965
長伐期施業を推進すべき森林		19-23 24(ろ-と)、25(に、へ-ぬ) 26(ほ-ち)、36、37、38 39(い-と)、40 41(に、ほ)、42(い-と) 43(ろ-へ)、44(ろ-と) 45(ろ-へ)、46(は-へ) 48、49(ろ-へ)、50、51 52(い-ち)、53(は-へ)、54 55(は-ほ)、56(い-は)	1, 454
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	—	
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	—	
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		—	

3 その他必要な事項

該当なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

地域における森林資源の現状、森林所有者の状況、森林施業の実施状況及び森林組合等林業事業体の活動状況等を勘案したうえで、森林所有者から森林組合等林業事業体への「森林経営の委託」を推進し、森林の施業の集約化、経営規模の拡大を図ります。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林施業の集約化に取り組む者への森林経営の受託等による規模拡大を促進するため、次の取り組みを推進します。

- ・ 不在村森林所有者を含む森林所有者等に対する長期にわたる包括的な施業の委託等
森林の経営の委託の働きかけ
- ・ 森林の経営の受託等を担う林業事業体等の育成
- ・ 施業の集約化に取り組む者に対する森林の経営の受託等に必要な情報の提供、助言及びあっせん
- ・ 地域協議会の開催による合意形成
- ・ 森林の経営の受託、森林の信託、林地の取得等の方法等の検討
- ・ 森林の施業又は経営の受託等による経営規模の拡大を促進するための方策

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林所有者が森林の経営の委委託等を実施する上で、委託の方法及び立木の育成権の委任の程度について留意するよう必要な情報提供を進めます。

4 その他必要な事項

森林組合等林業事業体が地域の広範囲の森林所有者から経営の委託を受ける上で必要となる森林情報の収集整理を進めます。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

地域の森林の所有規模や森林所有者の施業意欲等を勘案した上で、複数の森林所有者が森林施業を共同化することにより施業の効率化や継続性の確保が図れる見込みがある場合は、地域への普及啓発等を通じて共同化に向けた森林所有者の合意形成に努め、必要に応じて法第10条の11の9第1項に規定する施業実施協定の締結を促します。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林施業等の共同化促進に当たっては、路網の整備や境界の明確化、森林組合や林業事業体への間伐等業務の委託など、共同化により得られる成果を明らかにし、関係者の理解を得ることに努めるものとします。

3 共同して森林施業を受委託等を実施する上で留意すべき事項

共同で設置する施設の管理や、共同で行う施業等の実施を確実にを行うため、関係者間の情報の共有と意思の疎通に努めるものとします。

4 その他必要な事項

該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

施業により伐採された木材については、地形、地質、その他の条件等を考慮したうえで可能な範囲で搬出し利活用を図ることとします。

搬出に欠かすことのできない林内路網については、基幹路網として林道、もしくは林業専用道を必要に応じて整備し、また細部路網として森林作業道、もしくは作業路を、施業の実施者が積極的に整備するよう促すこととします。

傾斜が比較的緩く、高密度の路網整備が容易な森林を中心に、車両系の高性能林業機械の導入を図りながら木材搬出を推進するものとしますが、条件に応じてある程度傾斜の急な森林においても、必要な路網整備と架線系の高性能林業機械の導入による搬出を検討します。

なお、路網については下表の路網密度水準を確保するよう整備を推進します。

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	車両系 作業システム	35 以上	65 以上	100 以上
中傾斜地 (15° ~ 30°)	車両系 作業システム	25 以上	50 以上	75 以上
	架線系 作業システム	25 以上	0 以上	25 以上
急傾斜地 (30° ~ 35°)	車両系 作業システム	15 以上	45 以上	60 以上
	架線系 作業システム	15 以上	0 以上	15 以上
急峻地 (35° ~)	架線系 作業システム	5 以上	0 以上	5 以上

注) 路網密度の水準については、木材搬出予定箇所には適用するものであり、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しない。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

該当なし

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

林道や林業専用道などの基幹路網については、安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網として整備を図ることとし、県が定める林業専用道作設指針に則り開設します。

イ 基幹路網の整備計画

開設 ／ 拡張	種類	(区分)	位置 (字、林班 等)	路線名	延長(m) 及び 箇所数	利用区 域面積 (ha)	うち前半 5年分	対図 番号	備考
開設	自動 車道	林業 専用道	佐野、 市野郷	三又・市野郷 線	2,600	80			
開設 計					2,600	80			

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

国が示す要領等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理するものとします。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

森林作業道の開設については、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点から、県が定める「森林作業道作設指針」に則り開設するものとします。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

「森林作業道作設指針」等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理するものとします。

4 その他必要な事項

上記の他、山土場、機械の保管庫、土捨場等木材の合理的な搬出を行うために必要とされている施設についても、必要に応じて整備を図るものとします。

施設の種類	位置	規模	対図番号	備考
該当なし				

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

森林所有者は高齢化しており、森林整備活動は今後低迷することが予想されますが、森林所有者に代わる担い手として森林組合があります。この地域は長く森林組合の活動が少ない地域であったため、地域内での森林組合の活動を支援し、施業の集約化と受託の推進を行い、森林整備の推進を図るものとします。また計画的な事業量を確保することで、地域における森林組合の経営の安定を図るものとします。

林業労働者の育成については、森林所有者、森林ボランティア等は千葉県林業サービスセンター等の研修施設を利用して、安全衛生教育を通じて労働安全衛生対策の向上を図るとともに、幅広い技術講習の開催により、林業技術の向上と新たな林業技術者の養成に努めることとします。

林業後継者等の育成については、林家の子弟等が林業への関心を持ち、林業に就業し得る環境を醸成するとともに、林業研究会等若手林業後継者等の活動を育成・支援し、林業後継者を育成します。

また、環境や景観の保全、健康の増進や教育の場としての森林の活用など、県民の多様なニーズに応えるための森林施業技術を修得した新たな担い手の育成や参入に努めるものとし、更に、これらのグループの幅広い活動を促すため、それぞれのグループ間の連携強化をはかっていくこととします。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

今後予想される林業機械の導入に向けて、必要に応じ、作業道の整備を進めることとします。

高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現 状 (参 考)	将 来
伐 倒 造 材 集 材	市内一円	チェーンソー 林内作業車 小型集材機	チェーンソー 林内作業車 小型集材機 タワーヤーダー
造 林 保育等	地こしらえ、 下刈	チェーンソー 刈払機	チェーンソー 刈払機

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

本市における素材の生産流通・加工については、いずれも小規模、分散的であり、ロットの集約・流通・加工コストの低減が重要な課題であります。

たけのこ、しいたけ等の特用林産物については、生産量はほぼ横ばいであり、今後は品質の向上を図り、販路の拡大に努め生産振興を図ることとします。

施設の種類の	現 状 (参 考)			計 画			備 考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
該当なし							

III 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護については、適切な間伐等の実施、保護樹帯の設置、広葉樹林や針広混交林の造成等により病虫害、鳥獣害、寒風害、山火事等の森林被害に対する抵抗性の高い森林の整備に努めます。

また、日常の管理を通じて森林の実態を的確に把握し、次の事項に配慮して適時適切に行うこととします。

1 森林病虫害の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法

ア 松くい虫被害の防止

松くい虫被害防止のため、森林病虫害等防除法に基づき、保安林等、公益的機能の高い松林を中心に、薬剤防除及び被害木の伐倒駆除を行います。

また、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換の推進等総合的な対策を講ずることとします。

なお、被害のまん延により、緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、伐採の促進に関する指導等を行うこととします。

イ スギ非赤枯性溝腐病の被害対策

市内の非赤枯性溝腐病の被害を受けたサンプスギ林については、被害木の伐倒整理、林外搬出、伐採跡地の造林、造林後の下刈まで一貫した施業を実施し、低下している森林機能の回復を図るものとします。

ウ スギカミキリによる穿孔被害対策

スギカミキリはスギやヒノキの材を穿孔し、材価を著しく低下させる害虫ですが、近年被害が拡大しています。

このため、スギカミキリの被害林の早期発見及び早期駆除に努めることとし、被害木の伐倒整理、林外搬出、チップ化等を進めるとともに、被害の状況に応じた防除対策を実施します。

なお、森林病虫害等のまん延のため、緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、伐採の促進に関する指導等を行うことがあります。

(2) その他

森林病虫害等の早期発見による被害の未然防止や薬剤等による早期駆除などへの組織的な対応を図るため、地元行政機関、森林組合、森林所有者等の連携による体制づくりを進めます。

2 鳥獣による森林被害対策の方法

シカ、ノウサギ等の野生鳥獣による食害、剥皮等の被害を防止するため、被害の早期発見に努め、植栽・間伐の森林施業に応じた計画的な防護柵の設置、テープ巻きによる予防、被害等の拡大を防ぐための対策を進めます。

また、鳥獣保護管理施策や農業被害対策と連携した取組を進めます。

3 林野火災の予防の方法

林野火災の危険性の高い地域を中心に、初期消火用機材の配備を行うほか、森林の整備に併せて、山火事の延焼防止に資する林内歩道や防火線等の整備による林野火災の予防を推進します。

また、山火事予防運動期間を設けることで、山林内でのたき火、タバコに注意するよう地域住民への山火事予防の普及啓発を進めます。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病虫害の駆除等を目的とする火入れの実施については、「勝浦市火入れに関する条例」に規定する防火措置、火入れ方法等の徹底を図ることで、森林における火災事故の予防を進めます。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

病虫害の蔓延防止のため、伐倒駆除する必要が生じた林分については、伐採とその後の更新を促進します。

森林の区域	備考
該当なし	

(2) その他

森林被害の未然防止を図ることを目的に、保安林地域及びその他の森林で森林レクリエーションのための利用者が特に多く山火事の被害が多発する恐れのある地域等を対象として、森林の巡視を行います。

また、房総の美しい景観を形成し多様な生物の宝庫である里山を良好な状態で次代に引き継ぐことを目的に、「千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例」に基づく県、市町村、県民、里山活動団体、土地所有者等の適正な役割分担と協働を促進し、企業や民間団体、みどりのボランティア等による森林・里山の保全・整備・活用を推進します。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし

森林の所在		森林の林種別面積(ha)						備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
該当なし								

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法
該当なし

施業の区分	施業の方法
該当なし	

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備
該当なし

(1) 森林保健施設の整備

該当なし

(2) 立木の期待平均樹高

樹種	期待平均樹高 (m)	備考
該当なし		

4 その他必要な事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域

森林法施行規則第33条第1号口の規定に基づく区域について、次のとおり定めます。

森林法施行規則第33条第1号口の規定に基づく区域について、次のとおり定めます。

区域名	林班	区域面積 (ha)
勝浦東地区①	1-5	317
勝浦東地区②	6-12	406
勝浦東地区③	13-18	332
勝浦東地区④	19-24	394
勝浦中央地区①	25-28、36、37	399
勝浦中央地区②	29-34	452
勝浦南地区①	35、38-43	500
勝浦南地区②	44-50	388
勝浦南地区③	51-57	381
勝浦西地区①	58-66	524
勝浦西地区②	67-70	326

区域は概要図のとおり

(2) 共同化の一層の促進について

森林経営計画の認定請求者は、区域内の森林が効率的かつ一体的に整備されるよう当該計画書の「森林の経営の共同化に関する事項」に、森林の施業及び保護、路網の整備等に関して同一区域に認定請求者間で相互に連携、協力する旨を記載するものとします。

(3) その他

森林経営計画を作成するに当たっては、次に掲げる事項について適切に計画するものとします。

- ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
- ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- エ IIIの森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

2 生活環境の整備に関する事項

生活環境施設の整備計画

施設の種類の	位置	規模	対図番号	備考
該当なし				

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

該当なし

4 森林の総合利用の推進に関する事項

該当なし

森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類の	現状（参考）		将来		対図番号
	位置	規模	位置	規模	
該当なし					

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

環境への関心は一般住民にも広く浸透し、森林ボランティアの活動が高まりを見せています。今後は地域住民の参加など幅広い層による森づくりを支援することとします。

また、地域の合意のもとに企業やNPOなど多様な主体の森林づくりへの参画を促進することとします。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

夷隅川は夷隅郡市内を集水域として太平洋に注いでおり、その水は地域の農業用水及び上水道用水として重要な位置を占めています。今後も林業者だけではなく、その恩恵を受ける農業者、一般住民等が市町を越えて森林への取組を行うことを支援することとします。

(3) その他

該当なし

6 その他必要な事項

- (1) 保安林その他法令により「施業について制限を受けている森林」においては、当該制限に従った森林施業を行うこととします。
- (2) 森林法第10条の2による林地開発許可等により一時転用された森林においては、当該地域の目指すべき森林資源の姿（Ⅰ-Ⅱ-(1)、別表1）、造林に関する事項（Ⅱ-第2）、下記の林相と主な機能をふまえ、将来的に本計画に沿った森林となるよう勤めるものとします。

「林相と主な機能」

林相	常緑広葉樹優占林	落葉広葉樹優占林	常緑針広混交林	針葉樹優占林		竹林
				スギ・ヒノキ林	マツ林	
優先樹種	高木層にスダジイ、シラカシ、アカガシ、アラカシなどの常緑広葉樹が優占する森林	高木層にコナラ、クヌギ、イヌシデ、ヤマザクラ、アカメガシワなどの落葉広葉樹が優占する森林	常緑および落葉の広葉樹、モミ、スギ、ヒノキなどの針葉樹からなる多様な高木層をもつ森林	高木層に木材生産を目的とするスギ、ヒノキが優占する森林	高木層にアカマツ、クロマツが優占する比較的明るい森林	モウソウチク、マダケ、メダケ等のタケ類が優占する森林
例						
管理方法	本県の極相林、手を加えないと常緑広葉樹林となる。林内が比較的暗くなる。中層以下に発達しないため、防災上も密度管理が必要である。	放置した場合には遷移により次第に常緑樹林化するため、明るい森林を維持するためには恒常的な抜き切りが必要である。	放置した場合には遷移により次第に常緑樹林化するため、維持のためには抜き切りが必要である。	高齢、高木林化して立木密度を低下させ、林内を明るくして階層構造が発達した森林にする。	防災林以外は、立木密度を低下させ、林内を明るくして多様な樹種を侵入させ階層構造が発達した森林にする。	根系の伸長により周囲の森林に侵入し、スギ・ヒノキ人工林、広葉樹林が竹林化する場合もあるため、区域管理が必要である。
主な機能	手を加えない森林、生物多様性に富む森林、水源林	景観林、里山林、原木林等	水源林、手をあまり加えず大径木等の生産も目的とした森林	生産を目的とした森林	防災林、景観林	生産を目的とした竹林

出典：千葉県ホームページ「美しいちばの森林づくり」に向けて（H22.3）より

【付属資料】

○ 市町村森林整備計画概要図

1 市町村界

2 土地利用

(1) 民有林

うち公有林

(2) 国有林

3 公益的機能別施業森林等

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

(3) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

(4) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

4 基幹路網

(1) 林道（既設）（以下に掲げるものを除く）

(2) 林業専用道（開設予定線）

2 参考資料

(1) 人口及び就業構造

① 年齢層別人口動態

		総 計			0～14 歳			15～29 歳			30～44 歳		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
実 数 (人)	24 年	20,413	10,298	10,115	1,704	851	853	3,416	2,162	1,254	2,845	1,517	1,328
	25 年	20,112	10,138	9,974	1,651	814	837	3,280	2,098	1,182	2,732	1,456	1,276
	26 年	19,711	9,913	9,913	1,560	761	799	3,089	1,977	1,112	2,680	1,423	1,257
構成比 (%)	24 年	100.0	50.4	49.6	8.3	4.2	4.1	16.7	10.6	6.1	13.9	7.4	6.5
	25 年	100.0	50.4	49.6	8.2	4.0	4.2	16.3	10.4	5.9	13.6	7.2	6.4
	26 年	100.0	50.3	49.7	7.9	3.9	4.0	15.7	10.0	5.7	13.6	7.2	6.4
		45～64 歳			65 歳以上								
		計	男	女	計	男	女						
実 数 (人)	24 年	5,616	2,894	2,722	6,832	2,874	3,958						
	25 年	5,424	2,774	2,650	7,025	2,996	4,029						
	26 年	5,166	2,651	2,515	7,216	3,101	4,115						
構成比 (%)	24 年	27.5	14.2	13.3	33.5	14.1	19.4						
	25 年	27.0	13.8	13.2	34.9	14.9	20.0						
	26 年	26.2	13.4	12.8	36.6	15.7	20.9						

(注) 1. 資料は千葉県年齢別・町丁字別人口調査（4月1日現在）とする。

2. 年次は、結果が公表されている最近3回の年次とする。

② 産業部門別就業者数等

	年次	総数	第1次産業				第2次産業	第3次産業	
			農業	林業	漁業	小計			
実数 (人)	12年	10,548	576	23	601	1,200	2,343	—	7,005
	17年	9,864	556	9	569	1,134	1,989	—	6,741
	22年	9,018	430	8	453	891	1,551	—	6,412
構成比 (%)	12年	100.0	5.5	0.2	5.7	11.4	22.2	—	66.4
	17年	100.0	5.6	0.1	5.8	11.5	20.2	—	68.3
	22年	100.0	4.9	0.1	5.1	10.1	17.5	—	72.4

- (注) 1. 資料は国勢調査とする。
 2. 年次は、結果が公表されている最近3回の国勢調査年次とする。

(2) 土地利用

	年次	総土地面積	耕地面積							草地面積	林野面積			その他面積
			計	田	畑	樹園地			計		森林	原野		
						果樹園	茶園	桑園						
実数 (ha)	24年	9,420	1,070	829	237	—	—	—	—	—	5,823	5,817	6	—
	25年	9,420	1,060	820	237	—	—	—	—	—	5,823	5,817	6	—
	26年	9,420	1,050	810	237	—	—	—	—	—	5,823	5,817	6	—
構成比 (%)		100.0	11.3	8.8	2.5	—	—	—	—	—	61.8	61.7	0.1	—
		100.0	11.2	8.7	2.5	—	—	—	—	—	61.8	61.7	0.1	—
		100.0	11.1	8.6	2.5	—	—	—	—	—	61.8	61.7	0.1	—

- (注) 1. 資料は千葉県農林水産統計年報とする。
 2. 年次は、結果が公表されている最近3回の年次とする。
 3. 「林野面積」について調査が行われない年次については空欄とする。
 4. 「草地面積」は、「永年牧草地」「採草地」「放牧地」の計を記入する。
 ただし、「山林のうち牧草地、放牧地」は除く。
 5. 構成比は、空欄のない最近年次について算出する。

(3) 森林転用面積

年次	総数	工場・事業場用地	住宅・別荘用地	ゴルフ場・レジャー用地	農用地	公共用地	その他
H2.4.1～ H12.3.31	ha 84	ha 0	ha 44	ha 29	ha 0	ha 6	ha 5

- (注) 1. 資料は2000年世界農林業センサスとする。
2. 年次は、結果が公表されている最近3回の国勢調査年次とする。

(4) 森林資源の現況等

① 保有者形態別森林面積

保有形態	総面積		立木地			人工林率 (B/A) %
	面積(A) ha	比率 %	計	人工林(B)	天然林	
総数	5,796	100.0	5,262	2,646	2,616	46
国有林	1,376	24	1,290	1,187	103	86
公有林	計	88	2	73	23	57
	都道府県有林	9	0	9	5	4
	市町村有林	79	1	64	45	20
	財産区有林	0	0	0	0	0
私有林	4,332	75	3,899	1,409	2,490	33

- (注) 1. 国有林については森林管理局の資料により、私有林については地域森林計画の市町村別森林資源表及び都道府県の林業統計書等をもとに推計し記入する。
2. 都道府県有林とは都道府県が、市町村有林とは市・特別区・町村が、財産区とは地方自治法第3編第4章に規定される財産区が、それぞれ森林所有者である森林をいい、私有林とは上記以外の私有林をいう。学校林は市町村有林とする。
3. 私有林には、社寺有林、組合有林、造林公社造林地、入会林野を含める。

② 在(市町村)者・不在(市町村)者別私有林面積

	年次	私有林合計	在(市町村)者面積	不在(市町村)者面積		
				計	県内	県外
実数 ha	12年	4,398	3,042	1,356	399	957
構成比 %	12年	100	69.2	100	29.4	70.6

- (注) 1. 資料は2000年世界農林業センサスとする。
2. 年次は、結果が公表されている最近3回の国勢調査年次とする。
3. 構成比()は、不在(市町村)者の面積の県内、県外比率とする。

③ 民有林の齢級別面積

(平成26年3月31日現在)

単位：ha

区分	総数	1・2 齢級	3・4 齢級	5・6 齢級	7・8 齢級	9・10 齢級	11 齢級 以上
民有林計	3,972ha	12ha	10ha	28ha	290ha	638ha	2,994ha
人工林	1,459	4	8	23	91	328	1,006
天然林	2,513	9	2	6	199	310	1,988
(備考)							

- (注) 1. 地域森林計画の資料(森林資源構成表)を参考として、記入する。
2. 備考欄には主要樹種別の面積比を記入する。

④ 保有山林面積規模別林家数

面積規模	経営体数				
～3ha	336	10～20ha	15	50～100ha	0
3～5ha	83	20～30ha	2	100～500ha	0
5～10ha	49	30～50ha	1	500ha 以上	0
				総数	486

- (注) 資料は2010年世界農林業センサスとする。

⑤ 作業路網の状況

(ア) 基幹路網の現況

区分	路線数	延長(km)
基幹路網	3	3.2
うち林業専用道	—	—

(イ) 細部路網の現況

該当無し

区分	路線数	延長(km)	備考
森林作業道	—	—	—

(5) 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在

樹種	齢級	森林の所在
該当無し		

- (注) 1 過去の施業履歴等を勘案し、記載する。
2 森林の所在は林小班等により表示する。

(6) 市町村における林業の位置付け

① 産業別総生産額

(単位：百万円)

総生産額 (A)		
内 訳	第1次産業	
	うち林業 (B)	
	第2次産業	
	うち木材・木製品製造業 (C)	
	第3次産業	
B + C / A		%

(注) 統計資料なし

② 製造業の事業所数、従事者数、現金給与総額

(2012年現在)

	事業所数	従業者数 (人)	現金給与総額 (万円)
全製造業 (A)	24	449	170,847
うち木材・木製品製造業 (B)	2	9	
B / A	8.3%	2.0%	%

- (注) 1. 最近年の工業統計表の「市町村編」による。
 2. 製造業には、林業が含まれない。
 3. 木材・木製品製造業の定義は、「産業分類」(総務省)によるものであり、製材業、合板製造業等が含まれる。

(7) 林業関係の就業状況

(2014年12月1日現在)

区 分	組合・ 事業者数	従業者数		備 考
			うち作業員数	
森林組合	0	0	0	
生産森林組合	0	0	0	
素材生産業	—	—	—	
製 材 業				
森林管理署	1	8	5	千葉森林管理事務所上野森林事務所
合 計				

(8) 林業機械等設置状況

区 分	総数	公有林	森林組合	会社	個人	その他	備 考
集 材 機							
モノケーブル	2					2	ジグザグ集材施設
リモコンウインチ							無線操縦による木寄機
自走式搬器							リモコン操作による 巻き上げ搬器
運 材 車	15				8	7	林内作業車
ホイールトラクタ							主として牽引式集材用
動力枝打機	1				1		自動木登式
トラック							主として 運材用のトラック
グラップルクレーン							グラップル式の クレーン
チェーンソー	95				19	4	
刈 払 機	20				20		
計	133				120	13	
(高性能機械)							
フェラーバンチャ							伐倒、木揃用の自走式
スキッド							牽引式集材車両
プロセッサ、 グラップルソー							枝払、玉切、集積用 自走機
ハーベスター							伐倒、枝払、玉切、 集材用自走機
フォワーダー							積載式集材車輛
タワーヤーダー							タワー付き集材機

- (注) 1. 林業機械等の種類は適宜追加する。
2. 単位は、林業機械等の種類により適宜定める。

(9) 林産物の生産概況

種 類	素 材	チップ	苗 木	ナメコ	ひらたけ	生しいたけ	たけのこ
生 産 量	kg	m ³	千本	kg	kg	3,630kg	23,264 kg
生産額(百万円)						3	8

- (注) 1. 最近1年間の生産について記入する。
2. その他の品目があれば、欄を設けて記入する。

(10) その他必要なもの
特になし